

平成29年度 第1回 第23採択地区教科用図書採択協議会 議事録

平成29年5月15日（月）15:00～

八潮市役所別館 教育委員会 2階会議室

参加者 八潮市教育委員会教育長
八潮市教育委員会教育長職務代理者
三郷市教育委員会教育長
三郷市教育委員会教育長職務代理者
吉川市教育委員会教育長
吉川市教育委員会教育長職務代理者
八潮市教育委員会事務局職員2名
三郷市教育委員会職員1名
吉川市教育委員会職員1名

司 会 八潮市教育委員会 学校教育部指導課 主任指導主事

1 開会のことば 八潮市教育委員会学校教育部指導課長兼小中一貫教育推進室長

2 あいさつ 八潮市教育委員会教育長職務代理者

3 議 事

(1) 採択協議会規約について
(事務局)

第23採択地区教科用図書採択協議会規約につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項により、採択地区内の教育委員会が事前に協議して規約を定めることとなった。

- 【確認】①本規約の策定及び改正は、採択協議会ではなく、関係市教育委員会の協議で行うこととなる。規約第9条第4項により、必要が生じたときは「協議会でも規約の改正」ができることとなる。
- ②第12条第3項により、「専門員は、会長が当該教育委員会教育長と協議のうえ委嘱する。」こととなる。
- ③会議の公開に関しては、第15条「協議会は原則公開する。ただし、出席した委員の2/3以上の多数で議決したときは、一部非公開とすることができる。」となる。
- ④議事録及び資料等の公表に関しては、第16条「協議会の議事録、第12条第4項の、専門員が作成した資料、採択した教科書の種類、採択し理由については、関係市教育委員会において、教科用図書を採択した後、公表する。」となる。
- ⑤情報の公開に関しては、規約の第17条「協議会は、教科用図書採択終了後に

おける、採択結果等に関する情報について、事務局を担当する八潮市の情報公開条例と本協議会の情報公開の基準に則って、情報を公開する。」となる。

⑥規約の施行日については、4月27日に吉川市教育委員会の承認をいただき、3市での合意を得ることとなり、4月27日を本規約の施行日とする。

⑦規約をもとに行う教科用図書採択の「採択基準等」が県の教育委員会より示されている。採択権者の責任が不明確にならないようにとの留意事項である。

(委員) 規約等を含め会議の公開等について、今後議論する場はあるか。

(事務局) 規約については、この場で確認をお願いしたい。会議の公開等に関しては、この後の議事(6)で確認する。

【承認】

(各委員) 承認

(議長) 承認されました。

(2) 役員選出について

(議長) 副会長等の選出は、協議会規約第7条第1項及び第2項「会長が推薦し、委員の承認を得る」とされており、副会長、監事の推薦をする。

【推薦】

- ・副会長 吉川市教育委員会教育長職務代理者 神田 美栄子 様
- ・監事 三郷市教育委員会教育長職務代理者 小川 詠二 様

【承認】

(各委員) 承認

(議長) 承認されました。

(3) 専門委員の依頼について

【提案】

(事務局) 専門員の人選にあたって、次の2点を基準にして提案

- ・教科の専門性が高い方であること
 - ・各市から教諭を1名ずつ選出すること
- 公平・公正さを確保するため、校長をとおして、採択に利害関係のないことを確認する予定。さらに、万一不都合が生じた場合の人選は、事務局に一任。

【承認】

(各委員) 承認

(議長) 承認されました。

(4) 予算について

【提案】

(事務局) 予算を確保するために、各市の分担金は均等割と人口割で構成した。人口割については、平成28年9月1日現在の人口を基準とした。予算は、事務費・会議費・調査研究費・予備費で計上した。調査研究費は、研究図書や専門員調査会のための会場費として計上し、必要に応じて支出する。

予算編成上の詳細については、留意点として3点。

- ①旅費は公務出張扱いとし、一般旅費から支出し、分担金として計上していない。
- ②事務費、調査研究費は、専門員会からの請求に応じ支出することで、支出根拠を明確にする。
- ③予算執行方法は、教科専門員代表が請求書を事務局に送付し、事務局が支払いを行う。請求書の宛名は「教科指導法研修会事務局」とする。

【承認】

(各委員) 承認

(議長) 承認されました。

(5) 採択にかかわる研究結果の報告について

【提案】

(事務局) 専門員は、5月23日(火)に第1回目の研究調査会を行う。その後、3回程度、本地区の採択に適切な教科用図書について研究し、その成果を7月10日(月)までに報告する。その際、別紙「調査研究報告書」を様式とすることを提案する。各学校の研究結果は、別紙「様式1」によって報告いただく。展示会場に見本のない教科書は研究ができないため、研究の対象とはならない。結果の集約については、様式1の各校研究結果を、各市教委で様式2に集約し、事務局に提出いただく。

保護者等の意見聴取については教科書展示会会場に、別紙「意見・感想等記入用紙」を準備し、参観者にご記入いただく。回収した記入用紙は、各市に展示会終了後、送付する。

【承認】

(各委員) 承認

(議長) 承認されました。

(6) 第2回協議会について

【提案】

(事務局) 協議の(2)、採択協議については①専門員の代表による研究結果の報告と②採択協議会委員による協議の場면을公開とする。③選定及び④選定結果の発表については、静ひつな環境を確保するために秘密会とすることを提案する。

(委員) 前回の採択の公開場面と変更はないのか。

(事務局) 前回の採択では、①専門員の代表による研究結果の報告場面は非公開としていた。

(委員) つまり、今回は公開場面が拡大されるということか。

(事務局) その通りである。

(委員) 第2回第23採択地区教科用図書採択協議会で選定された後の流れについて説明をお願いしたい。

(事務局) 第2回第23採択地区教科用図書採択協議会で「選定」された教科用図書につ

いて、各市の教育委員会で「採択」をしていただき、事務局まで報告をいただく。

(委員) つまり、市によっては市の「採択案」と違う教科書が第2回第23採択地区教科用図書採択協議会において「選定」されることがあるということか。

(事務局) その通りである。

(委員) 第2回第23採択地区教科用図書採択協議会の選定にあたり、票が均等に割れた場合はどうなるのか。

(事務局) 規約に基づき、投票を行うべき2種類の教科用図書について協議の経過を勘案し、会長が決することとなる。

(委員) あらためて、調査研究については時間をかけ、丁寧に進めていくことを確認したい。

(議長) それでは、協議の(2)、採択協議については①専門員の代表による研究結果の報告と②採択協議会委員による協議の場面を公開し、③選定及び④選定結果の発表については、静ひつな環境を確保するために秘密会とする。

【承認】

(各委員) 承認

(議長) 承認されました。

(8) 今後の予定

【説明】

- (事務局) ・第1回専門員研究調査会は、5月23日(火)に開催。
・専門員代表者会は、7月13日(木)に開催。
・第2回採択協議会は、7月31日(月)に開催。
・会場はいずれも、こちらの教育委員会2階会議室となる。
・各市教委の指導主事の派遣をお願いする。

(議長) 以上で議事を終了といたします。

4 閉会のことば 八潮市教育委員会学校教育部指導課長兼小中一貫教育推進室長